

自転車型トロッコ「アガッタン」
指定管理者募集要項

令和 7 年 7 月

群馬県東吾妻町

目 次

- 1 目的
- 2 施設の概要
 - (1) 設置の目的
 - (2) 対象施設
- 3 管理の基準及び業務の範囲
- 4 指定管理期間
- 5 管理費用
 - (1) 指定管理料
 - (2) 利用料金制
 - (3) 利用料金の減免
- 6 契約保証金
 - (1) 保証金限度額
 - (2) 納付期限
 - (3) 減免
- 7 指定管理者の募集
 - (1) 候補者資格要件
 - (2) 共同事業体での応募
- 8 公募及び選定に係る全体スケジュール
- 9 募集要項等の配布
 - (1) 配布方法
 - (2) 配付資料
- 10 公募説明会及び現地見学会
 - (1) 日程
 - (2) 場所
 - (3) その他
- 11 質問及び回答
 - (1) 質問の受付
 - (2) 質問に対する回答
- 12 提出書類等
 - (1) 公募参加表明
 - (2) 提案
- 13 選考方法
- 14 選定結果のお知らせ
- 15 指定管理者の責任の明確化
 - (1) 想定されるリスク及び責任の分担
 - (2) 町による指定管理業務の実施の監理

16 その他注意事項

- (1) 選定委員、関係町職員との接触の禁止
- (2) 重複提案の禁止
- (3) 提案に関する費用負担
- (4) 提案書の著作権
- (5) 提案書の取り扱い
- (6) 提案書の変更
- (7) 参加辞退
- (8) ２段階選別

17 問い合わせ先

【別紙】自転車型トロッコ「アガッタン」 町と指定管理者のリスク分担表

様式

- ・ 指定申請書（様式 1）
- ・ 事業計画書（様式 2）
- ・ 運営費提案書（様式 3）
- ・ 収支計算書（様式 4）（続紙あり）
- ・ 団体概要書（様式 5）
- ・ 公募参加表明書兼誓約書（様式 6）
- ・ 公募説明会及び現地見学会参加申込書（様式 7）
- ・ 公募に係る質問書（質問書様式）
- ・ 公募参加辞退届（参考様式）

自転車型トロッコ「アガッタン」 指定管理者募集要項

1 目的

本要項は、東吾妻町が設置する自転車型トロッコ「アガッタン」（以下「アガッタン」という。）の管理運営において、民間事業者が有するノウハウ等を活用することにより、利用者への質の高いサービス提供、適切かつ効率的な維持の推進を図るため、管理運営を行う指定管理者を広く募集するための手続きについて定めるものとします。

2 施設の概要

（１）設置の目的

「アガッタン」は本町の観光振興及び吾妻峡周辺地域の地域振興を図ることを目的としている。

（２）対象施設

- | | |
|--------|--|
| ①名 称 | 自転車型トロッコ「アガッタン」 |
| ②所 在 地 | 群馬県吾妻郡東吾妻町大字松谷3640番地5 |
| ③設置年月 | 令和2年7月 |
| ④敷地面積 | 田園コース：全長800m 渓谷コース：全長2,400m |
| ⑤施 設 | ○田園コース
延長800m・停車場（駅）2施設・踏切2箇所
大型車両倉庫1基・倉庫2基ほか
○渓谷コース
延長2,400m・停車場（駅）2施設・踏切1箇所
トンネル3箇所・橋梁3箇所・倉庫2基ほか
○先導バイク
50ccバイク4台、110ccバイク4台
○自転車型トロッコ
3人乗りトロッコ7台、4人乗りトロッコ4台
○その他
線路敷内構造物・付帯設備（枕木・架線・キロポスト等標示物）、駅舎テント、アシスト自転車用充電器、バッテリー、レジシステム、予約確認タブレット、保線作業器具ほか |

3 管理の基準及び業務の範囲

管理の基準及び業務の範囲は、「自転車型トロッコ「アガッタン」指定管理業務仕様書」を参照のこと。

4 指定管理期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）

ただし、指定管理を継続することが適当でないと認めたときは指定を取り消すことがある。

5 管理費用

管理費用は東吾妻町が指定管理者に支払う指定管理料と、指定管理者が得る利用料金収入をもって充てる。

（１）指定管理料

「アガッタン」の管理運営を指定管理者に委ねるにあたり、町は指定管理料（委託料）を指定期間中支払うこととします。

なお、指定管理料は、複数年の協定に基づくものとなりますので、町は債務負担行為の設定が必要になります。

また、指定管理料の支払い方法等は、町と指定管理者の協議により決定していきます。（各年度別協定も締結することとなります。）

（２）利用料金制

当該施設の利用料金は、地方自治法第244条の2第8項に基づき、指定管理者の収入とします。

（３）利用料金の減免

公益上及び経営上必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができるが、減免によって利用料金が減収になったときは、指定管理者の負担とする。

6 契約保証金

指定管理者（候補者）から契約保証金を預かることとします。

（１）保証金限度額：管理運営費の 5 分の 1 の額の 1 割相当

※保証金額は、町と候補者協議の上で決定する。

（２）納 付 期 限：当該指定議案の議決の日の前日まで

（３）減 免：銀行保証又は履行保証保険等の確実な担保が町に提出されたときは、これを免除する。ただし指定管理の実績の有無によって減免されることはないので注意すること。

7 指定管理者の募集

（１）候補者資格要件

候補者は法人又はその他の団体（以下「団体等」という。）であって、指定管理期間中、安全かつ円滑に「アガッタン」の運営管理を行うことができるものとする。

ただし、候補者となる団体等が次の各号に該当する場合は選定しないこととする。

①地方自治法施行令第167条の 4 に該当する者

- ②税（国税、都道府県税及び市町村税）を滞納している者
- ③団体等の代表者が、税を滞納している者
- ④手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善しない団体等
- ⑤差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない団体等
- ⑥破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手続きについて申し立て（債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。）がなされた団体等
- ⑦会社更生、民事再生の手続きについて申し立てがなされ、この手続きが終了していない団体等
- ⑧本業務を円滑に遂行できる、安全的かつ健全な財務能力を有しない者
- ⑨当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取り消しの日から１年を経過しない者
- ⑩当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から３ヶ月を経過しない者
- ⑪当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない者
- ⑫次に掲げる者が、理事、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している者
 - 1) 選定委員会の委員
 - 2) 暴力団員（東吾妻町暴力団排除条例第２条第２号及び第３号に該当する者）

（２）共同企業体での応募

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等（共同企業体）での応募ができる。なお、この場合は、次の事項に留意すること。

- ①共同企業体で応募する場合は、代表者となる法人等を定めるとともに、申請書に「共同企業体構成表」と「共同企業体協定書」を作成すること。
- ②同時に複数の共同企業体の構成団体となることはできない。
- ③単独で応募した法人等は、共同企業体で応募する場合の構成団体となることはできない。
- ④共同企業体で応募した団体は、申請から指定管理満了までの間における代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

８ 公募及び選定に係る全体スケジュール

公募及び選定に係る全体のスケジュールは次のとおりとします。

項 目	時 期	備 考
募集要項等の配布期間	令和７年 ７月２２日（火）～ ８月１２日（火）	町ホームページ
公募説明会及び現地見学会申込期間	令和７年 ８月１２日（火）～ ８月１８日（月）	

公募参加表明書兼誓約書の提出期間	令和7年 8月12日（火）～ 8月18日（月）	
公募説明会及び現場説明会	令和7年 8月20日（水）	
質問受付期間	令和7年 8月21日（木）～ 令和7年 8月27日（水）	
質問に対する回答期日	令和7年 9月 5日（金）	
指定申請書及び提案書受付期間	令和7年 9月 8日（月）～ 9月26日（金）	
選定委員会による面接等	令和7年10月中旬～下旬	
優秀提案者の発表	令和7年10月中旬～下旬	
優先交渉権者と業務詳細協議	令和7年11月中旬	
優先交渉権者と仮協定書の締結	令和7年11月中旬	
指定管理者の指定	令和7年12月下旬	町議会議決後（予定）

9 募集要項等の配布

（1）配布方法

募集要項及び提出書類の様式は、東吾妻町ホームページに掲載しますので、ダウンロードしてください。

配布期間：令和7年7月22日（火）から8月12日（火）まで

（2）配布資料

- ・ 募集要項
- ・ 業務仕様書
- ・ 参考資料
- ・ 基本協定書原案
- ・ 選定委員一覧
- ・ 選定基準
- ・ 指定申請書（様式1）
- ・ 事業計画書（様式2）
- ・ 運営費提案書（様式3）
- ・ 収支計算書（様式4）（続紙あり）
- ・ 収支計算書作成上の注意
- ・ 団体概要書（様式5）
- ・ 公募参加表明書兼誓約書（様式6）
- ・ 公募説明会及び現地見学会参加申込書（様式7）
- ・ 公募に係る質問書（質問書様式）
- ・ 公募参加辞退届（参考様式）

10 公募説明会及び現地見学会

応募方法、提案書類、指定管理業務、現場の状況等について説明会を開催します。

参加を希望する団体等は、令和7年8月12日(火)～令和7年8月18日(月) 17時までにメールで「公募説明会及び現地見学会参加申込書(様式7)」をご提出ください。提出が無い場合は、説明会の参加を断る場合があります。

なお、公募説明会への出席は、任意とします。

(1) 日 程：令和7年8月20日(水) 10時00分から

(2) 場 所：自転車型トロッコ「アガッタン」雁ヶ沢駅
群馬県吾妻郡東吾妻町大字松谷3640-5

(3) その他：参加人数は、1団体2名までとします。当日は、当該募集要項等、配布資料を持参してください。

11 質問及び回答

本募集要項のほか、提出する書類に関して質問があるときは、次のとおり質問を受け付け、その質問に対して回答します。

(1) 質問の受付

提出様式：公募に係る質問書(質問書様式)

受付期間：令和7年8月21日(木)～令和7年8月27日(水)
17時00分まで

提出方法：電子メール

※電子メール件名の先頭に「アガッタン指定管理者質問書」と明記し、電子メールを送信したときは、必ず送信したことを電話にて連絡してください。

電話及び窓口での口頭の質問は受け付けません。

電子メールアドレス及び電話番号は問い合わせ先と同様です。

(2) 質問に対する回答

回答方法：電子メールとし、9月5日(金)までに、公募参加表明団体に質問の内容及びその回答をします。

12 提出書類等

(1) 公募参加表明書の提出

提出期間：令和7年8月12日(火)～令和7年8月18日(月)

※土日、祝日を除き、8時30分から17時00分まで

提出書類：公募参加表明書兼誓約書(様式6)

提出方法：窓口へ持参又は郵送

※郵送の場合、令和7年8月18日(月)必着

そ の 他：公募参加表明書兼誓約書については、非公表として取り扱います。

(2) 提案書の提出

受付期間：令和7年9月8日(月)から令和7年9月26日(金)まで

※土日、祝日を除き、8時30分から17時00分まで

提出方法：窓口へ持参又は郵送

※郵送の場合、令和7年9月26日(金)必着

注意事項：登記事項証明書、納税証明書等は、令和7年7月22日以降に発行されたものに限り、貸借対照表、収支予算書等は提出日現在の最新事業年度分としてください。

なお、提出書類に一部でも不備がある場合は、受理しません。

提出書類：下記のとおり

- ア 指定申請書（様式1）
- イ 事業計画書（様式2）
- ウ 運営費提案書（様式3）
- エ 収支計算書（様式4）（続紙あり）
- オ 団体概要書（様式5）
- カ 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- キ 納税証明書（未納のないことの証明（国税（税目は、法人税と消費税）・都道府県税・市町村税））
- ク 指定申請の日に属する事業年度の前年度事業における財産目録及び貸借対照表
- ケ 指定申請の日に属する事業年度及び翌事業年度における法人の事業計画書及び収支予算書
- コ その他必要な書類

提出部数：提案書は、原本を1部、コピーを14部の合計15部提出してください。

13 選考方法

提出書類の審査及び面接（プレゼンテーションを含む。）により、選定委員会において選考し、優秀提案者を決定します。3位以下については、順位をつけません。

選定委員及び選定基準は、別添（「選定委員一覧」及び「選定基準」）を参照してください。

14 選定結果のお知らせ

提案者全員に対して、選定結果を令和7年11月中旬に文書にて通知する予定です。

また、東吾妻町ホームページなどで結果を公表します。

選定結果は、優秀提案者の決定を通知するものであり、指定管理者の指定について通知するものではありません。

15 指定管理者の責任の明確化等

（1）想定されるリスク及び責任の分担

① 基本的な考え

本事業におけるリスク分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理可能なものがリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指します。

② その他想定されるリスク

町と指定管理者のリスク分担は、原則として【別紙】のとおりとします。

(2) 町による指定管理業務の実施の監理

町は、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、1年間終了ごとに、業務に関する事業報告書の提出を求めます。

16 その他注意事項

(1) 選定委員、関係町職員との接触の禁止

応募予定者、参加表明者及び提案者は、選定委員、関係町職員と本件提案についての接触（当然に、公募説明会・面接・公募に関する質問等、正当な行為を除く。）を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格とすることがあります。

(2) 重複提案等の禁止

ひとつの団体等が複数の提案をすることはできません。

(3) 提案に関する費用負担

提案に関する費用は、全て提案者の負担とします。

(4) 提案書の著作権等

提案書の著作権は提案者に帰属します。ただし、東吾妻町は、優先交渉権者の選定結果の公表等に必要と認める場合は、提案書の内容を使用できるものとします。

(5) 提案書の取り扱い

東吾妻町が受理した提案書は、理由の如何に関わらず返却しません。

(6) 提案書の変更

一旦東吾妻町が受理した提案書については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容の変更は認めません。

(7) 参加辞退

参加表明者が提案を辞退するときは、必ず、窓口に参加辞退届（参考様式）を提出してください。

(8) 2段階選別

参加表明者が多数であった場合には、2段階選別とすることがあります。

2段階選別とした場合、日程・提案書式等を変更し、参加表明者全員に別途通知します。

17 問い合わせ先

東吾妻町役場 まちづくり推進課 [担当者 丸橋・青木]

〒377-0892 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町1046番地

Tel : 0279-68-2111

E-mail : t-shinko@town.higashiagatsuma.gunma.jp

【別紙】

「アガッタン」 町と指定管理者のリスク分担一覧表

分 類	概 要	町	指 定 管 理 者
制度・法令変更リスク	関係法令・許認可等の変更等に係るもの	○	
政治リスク	首長の交代、政策方針の転換、町の財政破綻等による質管理の中止または変更、コスト増大	○	
	町議会により指定管理者指定議案が否決された場合		○
	管理運営中の議会による予算執行停止等	○	
物価変動リスク	急激なインフレ・デフレにともなうコスト増減	○	
債務不履行	指定管理者の債務不履行による指定管理業務の破綻等		○
不可抗力	天災・人災・感染症拡大など町及び指定管理者のいずれかの責めにも帰すことの出来ない場合	○	
自主事業リスク	自主事業の運営に関するもの		○
管理運営計画リスク	管理運営の実施計画の不備等（入場者数の見積りの誤り等）に関するもの		○
管理瑕疵リスク	指定管理者の管理瑕疵に起因する損害等		○
施設構造リスク	施設構造に起因するもの	○	注 1
許認可等取得リスク	管理運営に必要とされる許認可等を取得する場合	注 2	○

注 1：指定管理者が、施設構造の不備を認識しているにもかかわらず、適切な対応を欠いている場合には、指定管理者のリスクとします。

注 2：許認可等の取得につき、町の協力を要する場合には、町は合理的な範囲内でこれに協力します。